

秋田市老人福祉センター内広告募集要項

秋田市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環により、次のとおり秋田市老人福祉センター（以下、「センター」という。）に掲出する広告を募集します。

これによる広告料収入は、市の新たな財源として市民サービスの向上のため活用します。また、地域の事業者等の広告を掲出することにより、地域経済の活性化を図ります。

1 広告掲出場所（広告枠）

センター1階 3枠 日本工業規格B1サイズ（横72.8cm×縦103cm）

※別紙位置図のとおり。

※ポスター掲出用フレーム枠を秋田市で準備いたします。

2 センターの概要について

高齢者に対して、各種の相談に応じるほか、健康の増進、教養の向上などのための便宜を総合的に供与し、高齢者の健康的な生活に寄与するため、平成3年に設置された施設です。

(1) 名 称

秋田市老人福祉センター（秋田市八橋南一丁目8番2号）

(2) 利用時間

午前9時から午後9時まで（個人の利用は午後5時まで）

(3) 休 館 日

日曜日、祝日（敬老の日を除く。）、年末年始

(4) 利用対象者

市内に居住する60歳以上の者

(5) 利用者数（老人デイサービスセンター利用者を含む。）

令和3年度 38,232人

令和2年度 36,809人

令和元年度 43,590人

(6) 施設内容

事務室、機能回復訓練室、浴室、和室、図書コーナー、会議室など

(7) 運営形態

指定管理者制度により運営（指定管理者：社会福祉法人秋田市社会福祉協議会）

3 広告掲出期間

毎年4月1日からその翌年の3月31日まで。

※令和4年度については令和4年10月1日から令和5年3月31日まで。

※上記のうち任意の期間（1月単位）で申込可能。また、次年度以降の更新も可能。

4 広告掲出料

(1) 広告料

掲出場所を問わず、1枠あたり月額 1,000円（消費税を含む。）

(2) 使用料

秋田市行政財産使用料条例により、掲出期間に応じた使用料がかかります。

【参考】 1 枠・30 日掲出した場合の行政財産使用料 645 円（消費税を含む。）

(3) 納付

掲出決定後、秋田市が発行する納付書により、掲出期間の広告料および使用料を指定する日までに一括納付いただきます。

5 広告に関する制限

(1) 秋田市広告掲載基準第 5 条に定める業種および事業者の広告は掲出できません。

詳しくは、秋田市広告掲載基準をご覧ください。

(2) 広告の内容およびデザインは、秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準、福祉保健部所管施設広告掲出要領を遵守し、センター内に掲出することを十分考慮したものとします。

※制限事項の詳細については、秋田市広告掲載基準および福祉保健部所管施設広告掲出要領をご覧ください。

6 広告に関する審査および掲出決定

(1) 申込内容および広告原稿を審査の上、枠ごとに申込み順で掲出を決定します。

(2) 掲出の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲出期間が希望期間の一部のみとなる場合があります。

(3) 掲出決定後、行政財産使用許可申請書の提出をいただき、広告掲出に関する契約を交わします。

7 注意事項

(1) 広告原稿の作成は、申込者の責任と費用負担で行ってください。

(2) 秋田市広告掲載要綱等に照らして、広告原稿の修正を求める場合があります。修正に応じていただけない場合、掲出することはできません。

(3) 広告掲出後であっても、広告内容等が秋田市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告の修正、掲出を停止、あるいは掲出を取消すことがあります。

(4) 掲出期間中、広告物の内容等は変更することができます。その場合、あらかじめ届出をいただき内容を審査いたします。

(5) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、申込者の責任および負担において解決していただきます。

8 申込方法

(1) 申込みは 1 枠単位で、複数枠の申込みもできます。

空き枠の確認は福祉総務課へ直接お問い合わせください。

(2) 確認事項

必ず秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準、福祉保健部所管施設広告掲出要領および秋田市老人福祉センター内広告募集要項を十分にご確認ください。

(3) 必要書類等

以下書類を持参、郵送、またはメールのいずれかの方法で秋田市福祉保健部福祉総務課ま

でお申込みください。アおよびイは、ホームページからダウンロードできます。

ア 行政財産使用許可申請書

イ 秋田市老人福祉センター広告掲出申込書

ウ 広告原稿（A4サイズに縮小したもの）

(4) 受付期間

随時募集（掲出枠がなくなるまで）

(5) その他

掲出開始希望日の2週間前までにお申込みください。

(6) 申込みおよび問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課（庶務経理担当） 秋田市本庁舎2階

電話（018）888-5657（直通）

E-mail ro-wfmn@city.akita.lg.jp